

地域子育て促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠中の者や子育て中の保護者同士の交流等を目的に組織された子育てグループに対し、予算の範囲内で地域子育て促進事業費補助金(以下、「補助金」という)を交付することについて、久留米市補助金等交付規則(昭和50年久留米市規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「子育てグループ」とは、妊娠中の者(そのパートナーを含む)または就学前の子どもの保護者等で構成されるグループであって、子育てに関する交流、相談、学習等を主たる活動とするものをいう。

(交付対象)

第3条 補助金の交付の対象は、次に掲げる要件に該当する子育てグループとする。

- (1) 子育てグループの構成員が5人以上であること。ただし当該構成員が1世帯に1人以上いる場合にあつては、1世帯につき1人として数える。
- (2) 子育てグループの構成員の半数以上が久留米市民であること。
- (3) 子育てグループの構成員の半数以上が妊娠中の者(そのパートナーを含む。)、または就学前の子どもの保護者であること。
- (4) 子育てグループの主な活動場所が久留米市であること。
- (5) 継続的な活動計画(年6回以上。ただし、補助対象期間が6か月未満の場合はその期間内に3回以上。)があること。
- (6) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けている子育てグループにあつては、3回以上助成を受けていないこと。
- (7) この要綱による補助金以外に、公的機関から補助を受けていないこと。
- (8) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としていないこと。
- (9) 子育てグループ及びその構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有する団体(者)でないこと

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、子育てグループの活動に要する報償費、消耗品費、委託料、使用料及び賃借料の他、特に市長が必要と認めたものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助額は子育てグループ1団体につき年額4万円を限度とし、補助率は80%とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものと

する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする子育てグループ（以下、「申請団体」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 子育てグループの規約
- (4) 子育てグループ構成員名簿
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の概算払い)

第7条 市長は補助団体に対し、必要があるときには補助金を概算払いにより支払うことができる。

(実績報告)

第8条 補助団体は、補助対象の活動が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第2号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書（別紙3）
- (2) 収支決算書（別紙4）
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第9条 市長は、補助団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき
- (2) 虚偽その他不正な手続きにより補助金の交付を受けたとき
- (3) 活動を中止したとき、又は活動を実施しなかったとき
- (4) 事前に交付された額が確定額を超えるとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。